

鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 3 月 31 日 (火) 第 93 号 の 20



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

訓 令

○地域振興局及び支庁事務処理規程の一部を改正する訓令 (※) (人事課取扱い) 1

訓 令

鹿児島県訓令第 6 号

地域振興局及び支庁事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 2 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 三反園訓

地域振興局及び支庁事務処理規程の一部を改正する訓令

地域振興局及び支庁事務処理規程 (平成19年鹿児島県訓令第18号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の項中第 2 号を第 3 号とし, 第 1 号を第 2 号とし, 同号の前に次の 1 号を加える。

(1) 財務に関する事務等の適正な管理及び執行を確保するための方針等に関する事務 (法 150①)	振興局		○		○	所長	
---	-----	--	---	--	---	----	--

別表第 1 の 5 の項中第 4 号を第 6 号とし, 第 3 号を第 5 号とし, 第 2 号を第 4 号とし, 第 1 号の次に次の 2 号を加える。

(2) 会計年度任用職員 の任免	振興局		○		○	事務所 長	
(3) 会計年度任用職員 の給与の額の決定	振興局		○		○	事務所 長	

別表第 1 の 6 の項事務の種類欄中「営利規則」の次に「, 鹿児島県非常勤職員の勤務時間, 休暇等に関する規程 (令和 2 年鹿児島県訓令第 3 号) を「規程」を加え, 同項第 1 号中「介護時間」の次に「並びに規程第 24 条第 2 項第 7 号に規定する特別休暇」を, 「12③」の次に「, 規程 22④」を加え, 同項第 2 号中「介護休暇」の次に「若しくは規程第 24 条第 2 項第 6 号に規定する特別休暇」を, 「介護時間」の次に「若しくは同項第 7 号に規定する特別休暇」を加え, 「14Ⅶ, 19③」を「14①Ⅶ, 19③, 規程 24② I, 26, 27③」に改め, 同項第 3 号中「8」の次に「, 規程 9」を加え, 同項第 4 号中「8 の 8」の次に「, 規程 11, 14, 17」を加え, 同項第 5 号中「及び再任用短時間勤務職員の週休日」を「, 再任用短時間勤務職員及び非常勤職員の週休日又は勤務を要しない日」に改め, 「及び休息时间」, 「, 7」及び「, 6①」を削り, 「9」の次に「, 規程 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 20」を加え, 同項第 11 号中「人事記録カード, 人事記録カード記載事項変更等届」を「身上異動届」に改め, 「6②, 」を削り, 同項第 12 号中「介護休暇一部取消報告書」を「介護休暇等一部取消報告書」に, 「介護時

間一部取消報告書」を「介護時間等一部取消報告書」に改める。

別表第 1 の 10 の項第 1 号中「県個人情報保護審議会」を「県情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

別表第 1 の 18 の項第 9 号を削る。

別表第 3 の 1 の項中「職員手当」の次に「等」を加え、同表中 2 の項を削り、3 の項を 2 の項とし、4 の項から 15 の項までを 1 項ずつ繰り上げ、同表 16 の項中「補てん」を「補填」に改め、同項を同表第 15 項とし、同表中 17 の項を 16 の項とし、18 の項から 20 の項までを 1 項ずつ繰り上げる。

別表第 4 総務企画部の表 26 の項第 2 号中「8 ①③」を「8 ①②」に改める。

別表第 4 保健福祉環境部の表 8 の項第 2 号中「病院等」を「病院、診療所又は助産所」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(4) 対象区域等ごとの協議の場の設置及び外来医療に係る医療提供体制の確保に関する関係者との協議並びにその結果の公表 (法 30 の 18 の 2)	振興局		○				
---	-----	--	---	--	--	--	--

別表第 4 保健福祉環境部の表 17 の項中第 20 号を第 22 号とし、第 19 号を第 21 号とし、同項第 18 号中「78 の 2」を「78 の 2 ①②」に改め、同号を同項第 20 号とし、同項中第 17 号を第 19 号とし、第 14 号から第 16 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 13 号の次に次の 2 号を加える。

(14) 被保護者就労支援事業の実施 (法 55 の 7 ①)	振興局		○		○	事務所 長	
(15) 被保護者健康管理支援事業の実施 (法 55 の 8 ①)	振興局		○		○	事務所 長	

別表第 4 保健福祉環境部の表 35 の項中第 14 号を第 19 号とし、第 13 号を第 15 号とし、同号の次に次の 3 号を加える。

(16) 浄化槽の設置に関する計画の作成 (変更を含む。) に係る協議についての同意 (法 12 の 5 ④⑤)	振興局		○		○	屋久島 事務所 長 徳 之島事 務所長	
(17) 浄化槽台帳の作成 (法 49 ①)	振興局		○		○	屋久島 事務所 長 徳 之島事 務所長	
(18) 浄化槽に関する情報の提供の要求 (法 49 ②)	振興局		○		○	屋久島 事務所 長 徳 之島事 務所長	

別表第 4 保健福祉環境部の表 35 の項中第 12 号を第 14 号とし、第 11 号を第 13 号とし、第 10 号を第 12 号とし、同項第 9 号中「廃止」を「浄化槽の使用廃止」に、「11 の 2」を「11 の 3」に改め、同号を同項第 11 号とし、同項第 8 号の次に次の 2 号を加える。

(9) 浄化槽の使用休	振興局			○	○	屋久島	
-------------	-----	--	--	---	---	-----	--

止の届出の処理 (法11の2①)							事務所 長 徳 之島事 務所長
(10) 浄化槽の使用再開の届出の処理 (法11の2②)	振興局				○	○	屋久島 事務所 長 徳 之島事 務所長

別表第 4 保健福祉環境部の表35の項に次の 2 号を加える。

(20) 特定既存単独処理浄化槽の除却等についての指導, 助言及び勧告 (法附則11①②)	振興局			○		○	屋久島 事務所 長 徳 之島事 務所長
(21) 特定既存単独処理浄化槽の除却等についての勧告に係る命令 (法附則11③)	振興局		○			○	屋久島 事務所 長 徳 之島事 務所長

別表第 4 農林水産部の表 2 の項第 2 号中「31」を「33」に改める。

別表第 4 農林水産部の表19の項を次のように改める。

19 主要農作物の優良な種苗の生産及び普及に関する事務 この項中鹿児島県主要農作物の種苗の安定供給に関する条例(令和2年鹿児島県条例第25号)を「条例」という。	(1) 主要農作物種苗審査員等の身分証の交付	北薩地域振興局 大隅地域振興局 熊毛支庁 大島支庁			○			
	(2) ほ場審査証明書等の交付 (条例6②④)	北薩地域振興局 大隅地域振興局 熊毛支庁 大島支庁			○		○	支所長

別表第 4 農林水産部の表に次の 1 項を加える。

55 農業用ため池の管理及び保全に関する法律(平成31年法律第	(1) 農業用ため池に関する国の行政機関の長又は市町村長への情報の提供の要求 (法 4 ④)	振興局			○		○	事務所 長
	(2) 農業用ため池の管理上必要な措置	振興局			○		○	事務所 長

17号)の 施行に関 する事務 この項 中農業用 ため池の 管理及び 保全に関 する法律 を「法」, 農業用た め池の管 理及び保 全に関す る法律施 行令(令 和元年政 令第22号) を「政令」 という。	の勧告(法6)								
	(3) 特定農業用ため池の制限行為の許可及び許可に代わる協議についての決定(法8①③)	振興局			○		○	事務所 長	
	(4) 特定農業用ため池の防災工事に関する計画の変更の命令(法9②)	振興局			○		○	事務所 長	
	(5) 特定農業用ため池の防災工事の施行に関する命令(法10)	振興局		○			○	事務所 長	
	(6) 特定農業用ため池の所有者等の探索(法11①Ⅱ)	振興局			○		○	事務所 長	
	(7) 農業用ため池の所有者等に対する管理状況の報告徴収及び立入調査の実施(法18①)	振興局			○		○	事務所 長	
	(8) 農業用ため池の指定等のための立入調査の実施及び土地占有者への通知(法18②③)	振興局			○		○	事務所 長	
	(9) 農業用ため池への立入り等に係る市町村長への協力の要求(法18⑧)	振興局			○		○	事務所 長	
	(10) 農業用ため池の届出の催告(法附則2③)	振興局			○		○	事務所 長	

別表第4建設部の表25の項中第34号を第38号とし、第18号から第33号までを4号ずつ繰り下げ、同項第17号中「並びに」を「及びそれらの工事の状況報告の徴収並びに」に、「86の8③⑥」を「86の8③④⑤⑥」に改め、同号を同項第18号とし、同号の次に次の3号を加える。

(19) 用途変更を2以上の工事に分けて行う建築物の工事の全体計画認定及びそれらの工事の状況報告の徴収並びに全体計画に従って工事を行っていない場合の措置命令及び取消し(法87の2[86の8④⑤⑥])	振興局			○		○	屋久島 事務所 長 徳 之島事 務所長	
(20) 用途変更を2以	振興局			○		○	屋久島	

上の工事に分けて行う建築物の工事の全体計画変更認定及びそれらの工事の状況報告の徴収並びに全体計画に従って工事を行っていない場合の措置命令及び取消し（法 87 の 2 ②〔86 の 8 ③ ④ ⑤ ⑥〕）						事務所 長 徳 之島事 務所長
(21) 一時的に他の用途として使用する建築物に関する許可（法 87 の 3 ③ ④ ⑤ ⑥）	振興局		○		○	屋久島 事務所 長 徳 之島事 務所長

別表第 4 建設部の表 25 の項中第 16 号を第 17 号とし、第 15 号を第 16 号とし、同項第 14 号中「及びその承認」を削り、同号を同項第 15 号とし、同項中第 13 号を第 14 号とし、第 6 号から第 12 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項第 5 号中「保安上危険となり、又は衛生上有害となるおそれがある建築物等」を「著しく保安上危険な建築物等の所有者等」に、「勧告等」を「勧告及び命令」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 保安上危険な建築物等の所有者等に対する指導及び助言（法 9 の 4）	振興局		○		○	屋久島 事務所 長 徳 之島事 務所長
--	-----	--	---	--	---	---------------------------------

別表第 4 建設部の表 33 の項第 2 号中「29②⑥⑦」を「29⑥⑦」に、「2①Ⅵ」を「2①Ⅳ」に、「31, 33①②」を「31①②③, 33①②, 33 の 2 ①②, 33 の 3 ①②」に改め、「39」の次に「, 41③④」を加え、同項第 3 号中「〔16⑤, 19〕」及び「〔17〕」を削り、同項第 5 号中「8②」の次に「, 8 の 2 ①⑥」を加え、同項第 10 号中「29①②⑧」を「29①⑧」に改め、同項第 11 号中「36①③〔33②〕」を「36①」に、「41①③④」を「41①」に改め、同項第 18 号中「12」を「12②③」に改め、同項第 20 号中「19①③」を「19①④」に改める。

別表第 4 建設部の表 36 の項第 4 号中「12」を「12②③」に改め、同項第 9 号中「18, 規則 22」を「18〔17②〕, 20②」に改め、同項第 11 号中「20①③」を「20①④」に改め、同項第 13 号中「, 規則 16」を削り、同項第 14 号中「, 規則 17」を削る。

附 則

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。